

## 「茨城県立鉾田第一高等学校部活動に係る活動方針」

### 1 「茨城県立鉾田第一高等学校部活動に係る活動方針」策定の趣旨

- (1) 部活動が、全ての生徒にとって望ましい特別活動としての実施環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で実施されることを目指す。
- (2) 運動部活動においては、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質、能力の育成を図ること。文化部活動においては、生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。運動部・文化部ともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送るための活動とする。
- (3) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的かつ効率的・効果的な運営に努める。
- (4) 学校全体として部活動の運営及び指導に係る体制構築に努める。

### 2 学校教育の一環としての部活動

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、学校の教育目標・経営方針に基づき計画的に実施する。
- (2) 部活動は、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、学校全体の教育活動として適切な運営を図る。
- (3) 保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

### 3 適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は、学校の「部活動に係る活動方針」及び「活動状況」を、生徒及び保護者に周知するとともに学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画(平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等)、並びに毎日の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

### 4 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、時間や練習内容等において合理的かつ効率的・効果的に活動する。
- (2) 部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (3) 部活動顧問は、活動目標、指導方針、出場試合等、具体的な練習内容や方法につい

て、生徒や保護者が理解できるよう説明責任を果たすとともに、日頃の練習においても、生徒とのコミュニケーションを十分に図る。

## 5 適切な休養日等の設定

- (1) 運動部活動における休養日の確保及び活動時間については、生徒のバランスのとれた生活と成長を十分に配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点から望ましい活動時間を設定する。文化部活動においても望ましい生活習慣の確立の観点から、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを十分に考慮しながら、活動時間を設定する。
- (2) 週当たり1日以上以上の休養日を設ける(平日可)。1日の活動時間は平日2時間程度、休業日は4時間程度とし、原則、朝の活動は行わない。ただし、活動時間の中に着替えや準備・後片付けの時間は含まないものとする。
- (3) 週末に大会に参加した場合は、休業日を他の日に振り替える。
- (4) 夏期休業中は閉庁日、冬期休業中は年末年始休業日を休養期間(オフシーズン)とし、活動は行わないものとする。
- (5) 熱中症の事故防止の観点から、高温・多湿時に部活動を行う際には、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底すること。
- (6) 熱中症の疑いのある症状が見られたときは、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。

## 6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置や、学校に設置していない部活動の選手が各種大会に参加できる等、組織として体制を整えていく。
- (2) 学校の実情に応じた合同部活動等の推進、部活動指導員等の積極的な活用を図る。

## 7 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 校長は、各部が参加する大会等を把握し、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度にならないよう考慮して、参加する大会等の精査をする。

平成30年9月1日より運用  
平成30年10月5(5)、(6)追記  
令和元年9月1日改変  
令和元年10月1日より運用